

横浜市長 山中竹春様

私たちは、横浜市内で小規模保育事業を実践する団体の連絡会です。

子どもの育ちにとって、特に乳幼児期には、小規模で家庭的な保育環境が望ましいと考え、日々、工夫を重ねながら保育に取り組んでいます。

また、連絡会所属団体は小規模保育事業と合わせて乳幼児一時預かり事業、認可保育所、親と子のつどいの広場事業、子育て支援拠点、児童発達支援、企業主導型保育事業など様々な施設・事業を運営する団体が所属しており、それぞれの現場での発見・気づきを共有しながら活動に取り組んでいます。

ここ数年、4月の待機児童数は減少し、定員に空きがある保育園も増えてきました。一方で、保育園に入れるか不安なために育児休業を早めに切り上げるケースや、年度途中で子どもが満1歳になり職場復帰をしたくても保育園に空きがなく入園させられないケースや、空きがあっても保護者の勤務形態が認可保育所の入所要件を満たしていないため入園させられないケースも多く見られます。横浜市が掲げている『誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる』を実現するためには、誰もが安心して保育園に入れる環境が必要です。保育園見学に来られた方や、一時保育を利用される方の話を聞いていると、これまでの4月一斉入所に重点がおかれた仕組みから、各家庭が保育園に入りたい時期に入所させられるようにするための仕組みに転換していく必要があると考えます。

また、横浜市では『子育てしたいまち』の実現に向けた『にもつ軽がる保育園事業』や、保育の質の確保・向上に向けた様々な取り組みが実施されており、当会も深く共感し推進していきたいと考えております。しかし、認可保育所と比べると小規模保育事業は保育士の追加配置への支援が少ないため現場にゆとりがなく、質の向上のための研修参加を見送らざるを得ないケースや、子育て家庭への支援に二の足を踏んでしまうケースも多くの園で起こっております。

ぜひ横浜市としてよりよい小規模保育、子ども・子育て家庭への支援策について検討し進めて頂きたい点について、以下に提案いたします。

2024年9月

全国小規模保育協議会・横浜連絡会世話人

NPO 法人おれんじハウス理事長 中陳亮太

合同会社つづきチャイルドケア代表 新原晋

株式会社 NouRiSH 代表 千葉明子

NPO 法人ピッピ・親子サポートネット理事長 若林智子

NPO 法人さくらんぼ理事長 高橋洋子

NPO 法人 WooMoo 理事長 宮下美代子

横浜市のよりよい小規模保育～子ども・子育て支援施策に向けての提案書

1.誰もが希望する時期に入所できる仕組みへの転換を

1)入園予約制（保育利用支援事業）の取り組み

令和5年度に横浜市が開催した「みんなで話そう、つながろう！横浜での子育て」のグループトークで、『入りたい時に保育園に入れるようにしてほしい。（0歳4月じゃなくても入れるように）』、『早産まれの子が保育園に入りにくい』という声があがっています。園見学に来た保護者からも「本当は満1歳になる月（0歳児途中入園）に保育園に入りたいけど、年度途中は無理だから1歳児の4月入園に申請する」という声が多く聞かれます。

昨年度の提案書にあった入園予約制度の導入の要望に対し、入園予約制度の導入により内定児童よりも保育の必要性が高い児童が保留となってしまう逆転現象が起こる可能性があるため、導入は困難との回答でした。

しかし、現在の制度では4月時点での保育の必要性の高さが比較されているため、逆転現象が起こってしまうのであって、産まれた月によって保育園への入りやすさに差が出てしまう不公平さを生み出しているのではないのでしょうか？

本来育児休業を取得している保護者に対しては（特に0歳児）仕事復帰時の保育の必要性（4月産まれの子は4月時点の保育の必要性、12月産まれの子は12月の保育の必要性）で比較することが公平であると考えます。保育園に入れるために育児休業を途中で切り上げなければならず、産まれ月が年度の後半になるにつれ育児休業を取得できる期間が短くなってしまふのは制度上不公平ではないのでしょうか？

既に他の自治体では、1年間安心して育児休業を取得してもらうため（早めに切り上げる必要がなくなる）に、入園予約制度が導入されています。

国も保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みとして入園予約制（保育利用支援事業）といった支援策を打ち出しています。4月の0歳児の定員割れが増えてきた今こそ、その枠を予約枠とし、市民からの声にもある『入りたい時に保育園に入れる』制度に改革していく時ではないのでしょうか？

小規模保育の環境は、少人数で一人一人に丁寧に向き合うことができ、0歳保育の場として、また多様な保育の場として適しています。横浜市として、国の制度を活用しなすは、この予約制度について、小規模保育事業から取り組むことを提案します。

また、予約枠を空いた状態で確保する期間、各園が職員の雇用を維持し安定的に保育を提供できるよう、運営費助成の対策を合わせて実施して下さい。もしくは、空きがある期間を余裕活用型一時保育や子ども誰でも通園制度の枠として利用できるよう、各制度の要件の検討をお願いします。

2. 保育士配置について

1) 保育士が代休を取りやすい環境や、研修に参加しやすい環境の整備

認可保育所、認定こども園には、代休等のローテーション保育士確保のために、ローテーション保育士雇用費が助成されており、2021年度からは助成額が拡充されました。しかしながら、小規模保育事業はローテーション保育士雇用費の助成対象から除外されています。また、保育補助者雇用経費も同様に、小規模保育事業は助成対象から除外されています。小規模保育事業は、職員の全体数が少なく、代休の取得や、研修への参加が難しい状況にあります。処遇改善加算IIは小規模保育事業も認可保育所と同様に研修の受講が要件とされています。それにもかかわらず、小規模保育はローテーション保育士雇用費の助成がなく研修受講が難しい状況なのは不公平感を感じずにいられません。保育の質を向上させるためにも、保育士の負担軽減、離職防止のためにも、ローテーション保育士雇用助成費制度及び、保育補助者雇用経費助成制度を導入して下さい。

2) 保育士等雇用対策費の継続を

昨今、小規模保育事業における4月の定員割れの数が増えており、園の収入が大幅に減ることで、職員の雇用維持や、安定した運営が難しくなっております。定員割れの多い鶴見区では既に閉園してしまった小規模保育事業もある状況です。令和6年度までは保育士等雇用対策費があったおかげで、定員割れのある園にとっては大きな支えとなっておりますが、令和6年度で廃止になると発表され、多くの園が年度途中に入園を希望する保護者のニーズに応えられなくなってしまうと危惧しております。

昨年度の提案書に対し『令和7年度以降も保育士等雇用対策費かそれに代わる仕組みを検討していく』と回答がありましたが、是非今後も継続して定員割れの雇用対策への助成をお願いします。

3) スポット支援員の活用の推進

今年度から、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など人手が多く求められる時間帯において、園児の安全を確保するために、スポット支援員を配置する場合の経費が助成されることになりました。本助成は、園児の安全を確保することと、保育士の業務負担軽減を目的としており、スポット支援員の行う業務内容は、登園時の繁忙な時間帯への対応、プール活動時の見守り、園外活動時の見守り、園バスによる送迎の補助・車内見守りと例示されています。目的、行う業務内容を考えると、スポット支援員は保育士資格保有者、また経験がある者であることが望ましいことは明らかなです。しかし、スポット支援員は現在、保育士資格を有しないこと、平成26年以降に雇用された者が要件とされており、これまで横浜市が掲げていた、保育の質の確保のためにできるだけ有資格者・経験者をという方針ともそぐわないと考えます。できるだけ多くの園がスポット支援員を活用し、より園児の安全を確保できるよう、スポット支援員は無資格者でなければならない制限、平成26年以降に雇用されたものでなければならない制限を撤廃してください。

4) 小規模保育における子育て支援員の活用の推進

子育て支援員は、子ども・子育て新制度のもとで、保育人材を増やす目的で導入されました。小規模保育B型は、保育士に加えて、一定の条件のもとで子育て支援員が保育を行なうことができる事業形態です。しかし、国基準(2分の1以上)に上乗せされた横浜市の保育士配置基準(3分の2以上)では、子育て支援員を配置できる時間が限られ活用が進みません。また「朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」により、認可保育所や小規模保育A型では、朝夕など児童が少ない時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員に代替可能となりました。しかしB型は国基準では元々保育士の配置基準が2分の1以上のため、本特例の対象にB型は含まれておりません。横浜市の独自基準により、B型だけが常に保育士2名を配置しなければならない状況となっております。

小規模保育施設では、これまで多くの子育て支援員が現場の保育を支えてきた歴史があり、且つ、多くの子育て支援員が保育現場で働きながら保育士資格を取得し現在保育士として活躍しています。慢性的な保育士不足の解決策が見出せない中、長期的な保育士の育成のため、子育て支援員の活用を推進できるよう基準の見直しが求められます。横浜市でも国基準の選択かができるよう解決策を検討してください。

3. 小規模保育卒園後の保育継続の保障を

横浜市は連携園確保に積極的に取り組まれており、ほぼ全ての小規模保育事業で連携園の確保ができています。また、小規模保育事業の卒園児については、連携施設に優先して入所できる制度や、連携施設以外の園を希望する場合でも、利用調整においてランクを1つ引き上げ、調整指数5を加点する制度があることで、多くの小規模保育事業卒園児の保護者が卒園後の預け先を確保できています。しかし、現状の制度では、下記の問題があります。

- ・連携施設の優先入所枠があっても、保護者の希望園と異なるため利用率が低い
- ・連携施設以外の園を希望する保護者は、1月末まで4月からの預け先が確約されず、仕事を続けられるか

大きな不安を長期間抱えることになる

- ・ 3 歳児からの預け先確保に不安が大きい保護者は、保育方針等が合わないと感じていても仕方がなく連携施設の優先入所枠に申し込み、ミスマッチが起きている
- ・ 実態として何の連携もなく、卒園児の受け入れもない園に対し、連携施設受託促進加算が支払われている

昨年度の提案書に対し、『今後は、連携の実態や園や保護者のニーズ等を踏まえ、連携先の調整を行う必要があると考えている』との回答でしたが、園選びにおいて保護者が通いやすさを重視する度合いは非常に高く、毎年園児の住む地区が変動する中で固定の連携先でニーズを満たすのは困難です。その点、多くの他自治体で実施されている、自治体が確保している 3 歳児クラスの定員枠に対し、全小規模保育事業を卒園する 2 歳児が一般の 4 月入所に先行して申し込める『先行利用調整』は、上記全ての問題点を解決できます。小規模保育事業に通う家庭の保護者が安心して働き、子育てをするために、保育先行利用調整の仕組みの導入をお願い致します。

4. 小規模保育事業を地域子育て支援の拠点に

1) 小規模保育事業を「地域子育て支援事業」実施対象に

保育所における地域子育て支援の役割は年々大きくなっています。横浜市には様々な地域子育て支援の事業・制度がありますが、まだまだ必要な家庭に届いていない現状があります。令和 5 年度に市が開催した「みんなで話そう、つながろう！横浜での子育て」のグループトークでも、『気軽にフラッと相談できる場所がほしい』、『子育て支援拠点を増やしてほしい』、『地域毎に（身近なところに）居場所があるといいな』、『子育ての相談が気軽にできる人や場がない』といった声が挙がっています。

横浜市は令和 6 年度より、非常設園に対する補助を廃止し、常設園のみで地域子育て支援事業を行なう方針ですが、利用を検討する際の選択肢が少しでも多いほうが、支援が届く可能性が高くなります。現在、小規模保育事業は地域子育て支援事業の補助対象外のため、実施していない園が多いですが、利用者との距離が近く、きめ細かな保育を行なっている小規模保育事業においても、地域子育て支援に積極的に取り組めるよう、地域子育て支援事業の対象とし、補助金を交付してください。

また、地域子育て支援事業を身近にある小規模保育事業で行なうことが、結果的に『マイ保育園制度』のような、出産前から 3 歳になるまでの特に不安の多い時期の継続的な支援に繋がると考えられます。身近に、気軽に、フラッと頼れる場所があることが、横浜市が掲げる『子育てしたいまち』には必要ではないでしょうか？

2) こども誰でも通園制度について

孤立した育児を支援するため、親が働いていなくても保育園を利用できる“こども誰でも通園制度”が検討され、市内でも試行的事業が実施されています。今後、本制度の本格運用に向け試行的事業で挙げた課題等を踏まえ、本制度が、利用者にとって、事業者にとって、意義のあるものとなるよう検討を進めて下さい。特に、月 10 時間までの利用制限や、枠を 1 年間通して確保しなければならない制限は、事業者にとって実施を躊躇う障壁となっていますので、再検討をお願いします。

5. 医療的ケア児の災害時の対策について

現在、小規模保育事業でも医療的ケア児の受け入れを行なっておりますが、災害時の避難に関し不安を抱えています。医療的ケア児は福祉避難所でない避難生活を送ることが難しいですが、現在のルールでは一度地域防災拠点に行き、福祉避難所への避難の必要性を判断されてからでない福祉避難所に避難できません。その移動や待ち時間は医療的ケア児にとって負担が大きいため、地域防災拠点に立ち寄ることなく、すぐに福祉

避難所に行けるよう早急に制度の検討をお願いします。

以 上

当提案書へのご回答は下記 事務局団体までお願いいたします。

世話人事務局 NPO 法人ピッピ・親子サポートネット

連絡先☎045-530-3939

友澤

メールアドレス：pippi@npo-pippi.net

横浜市青葉区市ヶ尾町